

災害ごみの処理について確認しましょう

廃棄物対策課廃棄物対策係 ☎(64)3241



「災害ごみ」とは、災害の被害により、家庭などで発生するごみのことです。大雨、地震などの災害が起きると、大量の「災害ごみ」が発生し、その処理には多くの費用や時間が掛かります。

災害時のスムーズなごみ処理の実現には、適切な分別を行うなど、市民の皆さんのご協力が不可欠です。

いざというときのため、「災害ごみ」の処理方法について、改めて確認してみましょう。

「令和元年東日本台風」の災害ごみ

約2年前の「令和元年東日本台風」では、本市においても通常の1カ月分以上のごみが一度に発生し、その処理に膨大な費用と時間が掛かりました。

災害ごみの処理方法を確認しておき、災害時に備えましょう。

●「令和元年東日本台風」の災害ごみの処理について

処理したごみの量	約3,500t以上 ※通常時の鹿沼市の 1カ月のごみ処理量は、 約2,500tです。
ごみ処理に掛かった期間	約5カ月
ごみ処理に掛かった費用	約3億円

災害ごみの分別と種類

災害ごみも、通常のごみと同じように分別してください。分別することで、処理時間が短くなり、処理費用が低くなります。

●災害ごみの分別例

- ・生ごみ
- ・生ごみ以外の燃えるごみ(汚れた衣類 等)
- ・燃えないごみ(割れた食器、ガラス・金属類)
- ・壊れた家具
- ・家具(ソファ・ベッド・たんす・机 等)
- ・畳



仮置き場の設置・運営について

災害の被害が大きい場合、市が災害ごみの仮置き場を設置します。なお、仮置き場の設置場所、ごみの置き場所(分別)、持ち込み時間などは、広報かぬまや市ホームページ、自治会などを通じて周知します。

※注意

災害ごみに乗じての家庭ごみの持ち込みや、指定した場所以外の場所(道路・空地等)にごみを捨てるのは不法投棄にあたり、犯罪行為です。絶対に行わないでください。

災害ごみの出し方・捨て方

分別した災害ごみは、適切な方法で廃棄しましょう。なお、事業所のごみは、事業者自らが産業廃棄物として処理する必要があります。災害時も通常時と同様に、市は処理を行いませんので、ご注意ください。

●生ごみは「ごみステーション」へ

原則、災害時も通常のごみ収集は行います。衛生のために速やかな処理が求められる「生ごみ」は、普段と同じようにごみステーションに出してください。

※生ごみを優先的に回収するため、不燃ごみ、資源物などの収集は一定期間行わない場合があります。

●生ごみ以外のごみは「仮置き場」へ

生ごみ以外の片付け等で出たごみは、市が設置する仮置き場へ運んでください。

